年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 12 月 1 日に訂正し、同年 11 月分の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月ごろから同年10月1日まで

② 昭和60年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 60 年 6 月ごろにA社に入社し、同年 12 月上旬ごろに退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、職業安定所が管理している申立人に係るA社における雇用保険の被保険者記録によると、昭和60年10月1日から同年11月30日まで勤務していたことが確認できるとともに、本来、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、離職日の翌日(昭和60年12月1日)となるべきところ、社会保険庁の記録では、同年11月30日となっている。

また、雇用保険の離職日である昭和60年11月30日は土曜日であり、A社の複数の同僚からは、申立期間当時は、月曜日から土曜日までが勤務日であった旨の証言が得られた。

さらに、社会保険事務所が管理しているA社に係る健康保険厚生年金保険 被保険者名簿によると、A社の資格喪失日は、月初めである1日かA社の給 与締め日の翌日が大半であり、申立人のほかに月末で資格喪失している者はいないことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る事務手続に誤りがあったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 60 年 10 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和 60 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社の同僚からは、「私は昭和60年7月からA社に勤務していたが、申立人は私より後の同年夏以降から勤務しており、申立人の勤務期間も2か月から3か月であったと記憶している。また、A社における私の入社日と厚生年金保険の資格取得日は数か月相違している。」と証言しており、他の同僚からも同様の証言が得られた。

また、申立人は、「A社に入社し、1か月くらいで健康保険証を渡してもらったことを記憶している。」と供述しているところ、申立人に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録の資格取得日は、昭和60年10月1日で一致していることから、申立人は、それより前の同年8月から同年9月ごろにA社に入社していたと推認でき、このことは前述の複数の同僚の証言とも符合する。

さらに、申立人に聴取しても、A社における入社日等について具体的な供述を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年6月21日まで

A社において、平成4年6月に退職するまで、毎月50万円以上の給料をもらっていた。極端に給料が下がったのであれば生活に支障が出たであろうし憶えているはずだが、そのような記憶はないので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立期間の標準報酬月額は、53万円と記録されていたところ、平成4年6月21日に申立人が被保険者資格を喪失した後の平成5年8月11日付けで4年1月1日まで遡及して同年1月から5月までを8万円に訂正されていることが確認できる。

また、同記録において、平成4年1月1日から5年8月 11 日までの期間に同社に在籍していた9人全員について、同日付けで、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から、申立人は、申立期間において、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

加えて、申立人は、退職後において事業主から標準報酬月額の変更についての説明は無かったとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を平成13年11月1日に、資格喪失日に係る記録を14年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年1月1日まで

A社で勤務していた平成13年11月と12月の2か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を所持しており、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事情報及び賃金台帳により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社での資格取得日及び資格喪失日について、B社の社会保険関係 事務担当者は、「人事発令について、通常は 21 日付けで行われていたが、 当時は各グループ会社での社会保険の手続は、資格取得日及び資格喪失日の 届出を1日付けにする慣例があった。」としており、人事記録が継続してい ること及び前後のグループ会社における厚生年金保険の被保険者記録からみ ても、同事業所における資格取得日を平成 13 年 11 月1日、資格喪失日を 14年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する同社の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業所は資料が無いため不明としているが、仮に事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和47年6月26日))及び資格取得日(昭和47年7月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月26日から同年7月1日まで

年金特別便により、厚生年金保険の期間が1か月空いていることがわかった。同じ会社で継続して勤務していたので、期間が空くことは考えられない。調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支店において昭和 39 年 12 月1日に厚生年金保険の資格を取得し、47 年 6 月 26 日に資格を喪失後、同年 7 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の記録が無い。

しかし、同本社から提出された人事記録、厚生年金基金の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において継続して同社に 勤務していたことが認められる。

また、同社B支店における申立人の当時の上司からは、「申立人が勤務していたことはよく覚えている。当時、私は、人事権を持っており、退職した者を数日後に採用することなどあり得ない。事務処理の誤りとしか考えられない。」とする供述が得られた。

さらに、同本社人事関係事務担当者は、同社本社が保管する申立人の異動

の記録について、誤りがないとはいえないとしながらも、「昭和 39 年 10 月 から B 支店、48 年 5 月から C 支店に勤務の記録があるものの申立人が被保険 者資格を喪失、再取得したことになっている昭和 47 年 6 月ごろの異動、退職及び再入社の記録は確認できない。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における 昭和 47 年5月の社会保険事務所の記録から8万 6,000 円とすることが妥当 である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年6月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 30 年 6 月 15 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会 B 所における資格取得日に係る記録を同年 6 月 15 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年8月4日まで

- ② 昭和25年2月11日から同年8月1日まで
- ③ 昭和30年6月15日から同年7月1日まで

申立期間①については、戦後の国家統制下に設立されたC社D支部に勤務しており、当時は戦後の不安定の中で組織は目まぐるしく改変され、名称が変わるだけのいわゆる看板の書き換えで、従業員はそのまま横滑り勤務という有様であり、空白期間は無いはずである。

申立期間②については、前勤務先のE公団からF社へ推薦就職しており、 空白期間は無いはずである。

申立期間③については、A協会G所からB所への転勤であるので、空白期間はあり得ない。

申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA協会の証言から判断すると、申立人は、同協会に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持していた同協会の辞令から判断すると、申立人は昭和

30 年6月中に同協会B所に勤務していたことが確認でき、当該B所における 申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同協会G所における資格喪 失日と同日の同年6月15日と認めることができる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA協会B所における昭和30年7月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る事業主による厚生年金保険料の納付義務の履行については、A協会は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、C社D支部の給料支払明細書及び俸給支給調書に申立人の氏名が記載されていることから、申立人は、同支部に継続して勤務していたことは認められるが、社会保険事務所に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、「22.4.1」会社解散と記載されている上、申立人を含む9名全員が昭和22年4月1日に資格喪失しており、同日以降、同事業所は厚生年金保険の適用事業所では無いことが確認できる。

申立期間②については、申立人は、当時のF社の状況を詳細に記憶していることから、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が自分より先に入社していたと記憶している同僚の厚生年 金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日であることが社会保険事務所 に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、 同事業所においては、社員の全てが入社と同時に厚生年金保険に加入してい たわけではないことが推認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年6月1日から36年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年6月1日に、資格喪失日に係る記録を36年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から36年10月1日まで

② 昭和37年3月1日から38年7月1日まで

私は、B社に勤務していたが、同社が倒産し、当時下請けとして出入りしていたA社の担当者から強い誘いを受けて、A社に勤務するようになった。B社のキャリアを買われて、給与は他の同僚よりも多かった。給料日ごとに残業時間を仲間同士で給与明細を示して確かめ合っており、その時に給与から天引きされる税金、健康保険料、厚生年金保険料等も確認し合っていた。自分の給与明細からは厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の同僚の供述及び申立人の当時のA社(C区)についての具体的な説明から、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたと記憶している者全員に、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時の同事業所の従業員数と社会保険 事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、 同事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の詳細な記憶及びA 社における同僚の昭和 35 年の社会保険事務所の記録から1万 6,000 円とす ることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に事業を廃止しており、当時の事業主と連絡が取れないため、確認することができないが、申立期間①の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年6月から36年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、「A社はC区にあり、入社してから退職するまで同住所にて勤務していた。」と主張している。

しかし、当該期間においては、社会保険庁の記録及び同僚の証言から、当該事業所はD市に移転した後であり、申立人が勤務したと主張しているC区には当該事業所はなかったと認められる。

また、当該期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶している同僚はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良国民年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から50年9月まで

私が、A区で自営業を営んでいた当時、3か月に一度、自宅に区役所の委託職員が訪れ、国民年金保険料を納付していた。私の手元には、申立期間の一部である昭和45年分から49年分までの確定申告書の控えもある。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自宅に集金に来た区役所の委託職員に国民年金保険料を納付していたと述べているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 12 月の時点では、60 歳到達時の前月までの納付可能月数が老齢基礎年金の受給資格期間である 300 月に満たない状況にあったが、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳をみると、過年度納付により時効にかからない未納期間を、また、特例納付により 36 年 4 月から 38 年 6 月まで保険料を納付することによって納付月数を加算し、受給資格期間を満たすようにしていることが確認でき、申立人は、当該特例納付を行った時点で、申立期間が未納であることを知り得ていたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の一部である昭和 45 年分から 49 年分までの 確定申告書控えを所持しているが、当該確定申告書控えに記載された社会保 険料控除欄の国民年金保険料納付金額と、配偶者控除及び扶養控除欄に記入された者の国民年金保険料納付金額とを比較すると、両者の額はおおむね一致し、納付記録がある者の納付金額に、申立人が納付したとする保険料額を加えると、社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料納付額を大きく上回ることから、当該確定申告書控えの記載をもって、申立人が、昭和45年1月から49年12月までの国民年金保険料を納付したものと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から47年5月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から47年5月まで

私は、昭和37年ごろに結婚してA市に転居したが、間もなく同市の職員が国民年金の勧誘のために来た。当時は、収入が少なかったが、保険料が1か月100円と安かったので、将来のことを考えて加入した。その後、B市へ引っ越したが、保険料は継続して納付していたので、申立期間の年金記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ごろにA市において、国民年金に加入し、保険料を集金人へ納付したと主張しているが、B市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人が同市へ転居した後の47年6月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、制度上、加入手続を行った47年6月より前の期間の保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、A市において同市の職員から国民年金の加入勧誘を受けた時に、付加年金の説明を受けたと主張しているが、申立人が国民年金に加入したと主張している昭和 37 年当時にはまだ付加年金の制度は無く、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月ごろから20年5月1日まで 申立期間中は、学徒動員によりA社B工場で勤務した。学校の同窓会で、 学徒動員の際にもらっていたお金は報奨金では無く社員としての賃金であ ったと聞いた。社員であれば厚生年金保険に加入していたのではないかと 思う。調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在籍していたC校の同窓生が作成した文集の内容及び軍需会社の第1次指定を受け、多くの動員学徒が勤務していたA社B工場の当時の状況から、申立人は、申立期間において同工場に勤労動員学徒として勤務していたことが推認できる。

しかし、上記文集に掲載されている同窓生のうち、社会保険庁のオンライン記録が確認できた 14 名については、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無い上、申立人及び申立人と同じ部署で勤務していた同質性の高い同窓生3名について、社会保険庁が保管している同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人及び当該同窓生3名の氏名は見当たらなかった。

なお、労働者年金保険法施行令(昭和 16 年勅令第 1250 号)第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号(昭和 19 年 5 月 29 日)により、勤労動員学徒は厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっていたことから、同工場においても、勤労動員学徒を被保険者として取り扱っていなかった可能性が高いと考えられる。

また、同工場での在籍及び厚生年金保険の加入について、D社(当時のA社)に照会したところ、現在同社が保管している資料において、申立人の当

該記録が見当たらず申立てに係る状況を確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。